

インターネット利用支援サービスに関する協議 確認事項

1. サービスの定義と形態

ここでいうインターネット利用支援サービスとは、株式会社ジオブレイン(以下甲という)が御社(以下乙という)事業所内において、対社外的な広報活動の一貫として、ホームページの作成・公開を始めとする、インターネットで提供される各種サービスの総合的な利用支援を行うことをいう。支援サービスの形態は乙の事業所に出向く場合(オンサイトサービス)と、電話・FAX・Eメールなど出向かないもの(オフサイトサービス)とがある。

2. 契約者(乙)の定義と(甲の)業務エリア

基本的には乙の支店・支社・事務所・営業所等、1事業所との契約とする。甲が対応する業務エリアは契約事業所の営業担当管轄エリアとする。専任技術者が不在等の事由により上部統括事業所で契約する場合には、この限りではない。

3. 契約期間と業務の内容

1) 第1フェーズ(1ヶ月間)

乙からインターネットの利用状況と将来的な構想を聞き取り、下記の各メニューから導入項目を決定する。また御社内におけるシステム管理者を2名程度専任する。

ホームページ作成代行・・・既成の業務案内程度の静的な内容、数ページ程度。

独自ドメイン取得支援・・・co.jp、jp、com等の独自ドメイン登録申請指導。

メールサーバ利用支援・・・独自ドメインでのメールアカウント等の設定管理指導。

イントラネット利用支援・・・社内向けあるいはASP利用のグループウェア利用指導。

ホームページ作成支援・・・各種拡張機能を利用した動的ホームページ作成支援。

ストレージサービス利用支援・・・メールで送付できない大容量ファイルが送付可能。

2) 第2フェーズ(2ヶ月間)

主に御社システム管理者に対して、オンサイトでの指導や講習を主体とする。

第3フェーズ(3ヶ月間程度)はアフターサービスとして無料のオフサイトサポートを行う。

4. 契約外の業務と費用の扱いおよび指導講習回数

ソフトの購入等インフラ整備は御社で購入する。第1フェーズに1~2回、第2フェーズに3~2回、計4回程度のオンサイトでの指導講習を目安とする。

インターネット利用支援サービス 契約書

株式会社ジオブレイン(以下甲という)と御社(以下乙という)とは、インターネット利用支援サービスについて、下記のとおり契約する。

記

第1条 契約内容

左記の各協議・確認事項および下記の各条を遵守し、御社事業所内においてインターネットで提供される各種サービスの総合的な利用支援を行うこと。

第2条 サービス契約期間

契約期間を下記のとおりとする。最長期間はオンサイトの3ヶ月間とする。

自) 平成 年 月 日

至) 平成 年 月 日

第3条 契約金額および支払い

上記期間における契約金額を、消費税別で10万円とする。契約成立の月末から1ヶ月以内に3万円を、第2フェーズ終了期末の月末から1ヶ月以内に残る7万円を、甲の指定する銀行口座に消費税5%を加算して振り込むものとする。

第4条 付則

左記協議・確認事項および本契約書に定めない事項、あるいは疑義が発生した事項については、双方協議して速やかに解決に当たるものとする。

以上契約の証として本書を2通作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各1通ずつ保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 株式会社 ジオブレイン
代表取締役 小林 昇

乙 (御社名、事業所名)
(事業所代表者名)